【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出目】 平成24年6月26日

【会社名】 KDDI株式会社

【英訳名】 KDDI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 孝司

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で

行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

【電話番号】 03-6678-0982

【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレート統括本部

総務・人事本部長 村本 伸一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成24年6月20日開催の第28期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定により臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成24年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 期末配当金に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要事項と認識しており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。これをうけて、今後の持続的な成長への投資を勘案しつつ、連結配当性向25%から30%を視野に着実に引き上げる方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、将来の業績向上に向けた事業展開等を総合的に勘案し、前事業年度の実績から1,000円増配し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
 - 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき8,500円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、32,485,402,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成24年6月21日
- (2) その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以 下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 増加する剰余金の項目及びその額
 - 別途積立金 183,300,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金 183,300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を改めるもので、提案の理由及びその変更の内容は次のとおりであります。

- 1. 提案の理由
 - (1) 「放送法等の一部を改正する法律」 (平成22年法律第65号) の施行に伴い、電気通信役務 利用放送法が放送法に統合されたため、現行定款第2条(目的) に定める文言の一部を変 更するものであります。
 - (2) 当社は、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成24年4月25日開催の取締役会において、平成24年10月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第6条(発行可能株式総数)の変更及び第7条(単元株式数)の新設を行う旨を決議いたしました。(本件株式の分割の実施及び単元制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。)

上記の変更に伴い、変更案第8条(単元未満株式についての権利)及び第9条(単元未満株式の買増し)を新設するとともに、現行定款第12条(定時株主総会の基準日)に所要の変更を加えるものであります。

- (3) 当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題の一つと位置づけ、社外取締役及び社外監査役を選任しております。今後も、社外取締役及び社外監査役としてふさわしい有能な人材を招聘するとともに、期待される役割が十分発揮されることを確保するため、会社法の規定により、変更案第29条(社外取締役との責任限定契約)及び第37条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。なお、変更案第29条を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、条文の新設に伴い必要となる条数繰り下げを行うものであります。
- 2. 変更の内容

もって、その権利を行使すべき者とする。

第4章 取締役及び取締役会

(記載省略)

(記載省略)

第<u>13</u>条~第<u>17</u>条

第<u>18</u>条~第<u>26</u>条

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

		(下線は変更部分を示します。)		
	現行定款	変更案		
第1章	総則	第1章 総則		
第1条	(記載省略)	第1条 (現行どおり)		
第2条(目的)		第2条(目的)		
当会社は、次の事	事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。		
$(1) \sim (26)$	(記載省略)	(1) ~(26) (現行どおり)		
(27) 電気通信役務	利用放送法に基づく放送事業	(27) <u>放送法</u> に基づく放送事業		
$(28) \sim (31)$	(記載省略)	(28) ~(31) (現行どおり)		
第3条~第5条	(記載省略)	第3条~第5条 (現行どおり)		
第2章	株式	第2章 株式		
第6条~第7条	(記載省略)	第6条~第7条 (現行どおり)		
	(新設)	第8条(単元未満株式についての権利)		
		当会社の株主は、その有する単元未満株式について、		
		次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。		
		(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利		
		(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利		
		(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び		
		募集新株予約権の割当てを受ける権利		
		(4) 次条に定める請求をする権利		
	(新設)	第9条 (単元未満株式の買増し)		
		当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところによ		
		り、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数と		
		なる数の株式を売渡すことを請求することができる。		
第 <u>8</u> 条~第 <u>10</u> 条	(記載省略)	第 <u>10</u> 条~第 <u>12</u> 条 (現行どおり)		
第3章	株主総会	第3章 株主総会		
第 <u>11</u> 条	(記載省略)	第 <u>13</u> 条 (現行どおり)		
第12条(定時株主約	総会の基準日)	第14条(定時株主総会の基準日)		
当会社は、毎年:	3月31日の最終の株主名簿に記録され	当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録され		
た株主をもって、そ	その事業年度に関する定時株主総会に	た議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する		
おいて権利を行使す	することができる株主とする。	定時株主総会において権利を行使することができる株主		
		とする。		
2. 前項にかかわり	らず、必要がある場合は、取締役会の	2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の		
決議によって、な	あらかじめ公告して、一定の日の最終	決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終		
の株主名簿に記録	録された株主又は登録株式質権者を	の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者を		
1 - 7 - 15-1	ロナケルトッチャトトラ	オープーの佐川ナケは十八十十二十二		

もって、その権利を行使すべき者とする。

第4章 取締役及び取締役会

第<u>15</u>条~第<u>19</u>条

第20条~第28条

(現行どおり)

(現行どおり)

	現行定款	変更案		
	(新設)	第29条 (社外取締役との責任限定契約)		
		当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外		
		取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を		
		限定する契約を締結することができる。ただし、当該契		
		約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。		
第5章	監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会		
第 <u>27</u> 条~第 <u>33</u> 条	(記載省略)	第 <u>30</u> 条~第 <u>36</u> 条 (現行どおり)		
	(新設)	第 <u>37</u> 条 (社外監査役との責任限定契約)		
		当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外		
		監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を		
		限定する契約を締結することができる。ただし、当該契		
		約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。		
第6章	計算	第6章 計算		
第 <u>34</u> 条~第 <u>37</u> 条	(記載省略)	第 <u>38</u> 条~第 <u>41</u> 条 (現行どおり)		
附則		附則		
第1条		第1条		
第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数		第6条の変更及び第7条 <u>乃至第9条</u> の新設並びにこれ		
の繰下げの効力発生	生日は、平成24年10月1日とする。	に伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成24年10月1日		
		とする。		
第2条	(記載省略)	第2条 (現行どおり)		

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員 (12名) は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、	当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当 社株式数		
		平成元年6月	当社取締役			
		平成7年6月	当社常務取締役			
1	小野寺 正	平成9年6月	当社代表取締役副社長	200+/+		
1	(昭和23年2月3日生)	平成13年6月	当社代表取締役社長	399株		
		平成17年6月	当社代表取締役社長兼会長			
		平成22年12月	当社代表取締役会長、現在に至る			
		平成19年7月	財団法人マルチメディア振興センター理事長			
2	有冨 寛一郎 (昭和22年10月12日生)	平成21年8月	当社特別顧問	28株		
	(中日年1424年14月14日生)	平成22年6月	当社代表取締役副会長、現在に至る			
		平成19年6月	当社取締役執行役員常務			
3	田中 孝司 (昭和32年2月26日生)	平成22年6月	当社代表取締役執行役員専務	40株		
	(PD/H02 2/120 H T.)	平成22年12月	当社代表取締役社長、現在に至る			
		平成7年6月	当社取締役			
		平成13年6月	当社執行役員			
		平成15年4月	当社執行役員常務			
		平成15年6月	当社取締役執行役員常務	45株		
4	両角 寛文 (昭和31年5月2日生)	平成19年6月	当社取締役執行役員専務			
	(FI) HO1 - O /1 Z H _L/		当社総務・人事担当、経営戦略担当			
		平成22年3月	株式会社ジュピターテレコム取締役、現在に至る			
		平成22年4月	当社コーポレート統括本部長、現在に至る			
		平成22年6月	当社代表取締役執行役員副社長、現在に至る			
		平成19年6月	当社取締役執行役員常務			
5	髙橋 誠	平成22年3月	株式会社ジュピターテレコム取締役、現在に至る	30株		
υ	(昭和36年10月24日生)	平成22年6月	当社代表取締役執行役員専務、現在に至る	3017		
		平成23年4月	当社新規事業統括本部長、現在に至る			
	14.6	平成21年6月	当社取締役執行役員常務			
6	嶋谷 吉治 (昭和25年10月28日生)	平成23年4月	当社技術統括本部長、現在に至る	21株		
	(PH/HE0 10/150 H 11/	平成23年6月	当社取締役執行役員専務、現在に至る			
		平成12年6月	当社取締役			
	石川 雄三 (昭和31年10月19日生)	平成13年6月	当社執行役員			
		平成22年6月	当社取締役執行役員常務			
7		平成23年4月	当社コンシューマ事業本部長兼ソリューション事	44株		
			業本部担当兼グローバル事業本部担当 兼商品統			
			括本部担当、現在に至る			
		平成22年6月	当社取締役執行役員専務、現在に至る			
	# 1 * **	平成22年6月	当社取締役執行役員常務、現在に至る			
8	井上 正廣 (昭和27年11月7日生)	平成23年4月	当社技術統括本部副統括本部長 建設・運用担	15株		
	V H 10 1 11/4 1 H 11/		当、現在に至る			
	湯浅 英雄 (昭和30年8月3日生)	平成22年6月	当社取締役執行役員常務、現在に至る			
9		平成23年4月	中部テレコミュニケーション株式会社代表取締役	13株		
			社長、現在に至る			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当	所有する当 社株式数	
10	奈良谷 弘 (昭和27年2月6日生)	平成22年6月 平成23年4月	当社取締役執行役員常務、現在に至る 当社渉外・コミュニケーション統括本部長、現在 に至る	19株
11	川村 誠 (昭和24年8月13日生)	平成13年6月 平成17年6月 平成21年4月 平成21年6月	京セラ株式会社取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長、現在に至る 当社取締役、現在に至る	3株
12	佐々木 眞一 (昭和21年12月18日生)	平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成21年6月	トヨタ自動車株式会社取締役 同社常務役員 同社専務取締役 当社取締役、現在に至る トヨタ自動車株式会社代表取締役副社長、現在に 至る	0株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別な利害関係を有する者は次のとおりであります。
 - ・湯浅英雄氏 中部テレコミュニケーション株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と電気通信事業において競業関係にあります。また、当社は同社と商取引関係があります。
 - ・川村誠氏 京セラ株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社と商取引関係があります。
 - ・佐々木眞一氏 トヨタ自動車株式会社の代表取締役副社長であり、当社は同社と商取引関係がありま
 - 2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 - 3. 川村誠及び佐々木眞一の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 社外取締役候補者は、いずれも経営者としての豊富な経験を有し、幅広い識見を当社事業活動の監督に 取り入れる観点から、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 5. 川村誠及び佐々木眞一の両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります
 - 6. 社外取締役については、第2号議案の承認可決を条件として、会社法第427条第1項の規定により、同 法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額とする、責任限定契約の締結を予定しておりま す。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役壱岐雅隆氏を除く、監査役三瓶美成、吉永昌幸、西川美彦及び渡辺捷昭の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、社外監査役候補者の選定にあたっては、取締役とは独立の立場から監査を行う能力・識見を持ち、適正な監査を行っていただける方を基準としており、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、旨	所有する当 社株式数		
1 (昭	三瓶 美成	平成20年10月	当社執行役員	= Id.	
	(昭和27年2月3日生)	平成22年4月 平成22年6月	当社コーポレート統括本部総務・人事本部長 当社常勤監査役、現在に至る	5株	
		平成17年8月	国土交通省土地水資源局長		
0	阿部 健 (昭和25年6月25日生)	平成18年7月	日本政策投資銀行理事	0+4-	
2		平成20年7月	財団法人不動産適正取引推進機構専務理事	0株	
		平成23年6月	株式会社日本経済研究所理事、現在に至る※		
2	3 天江 喜七郎 (昭和18年12月26日生)	平成18年11月	特命全権大使関西担当 外務省参与	0+/+	
3		平成21年1月	国立京都国際会館館長	0株	
	平野 幸久 (昭和13年2月25日生)	平成10年5月	中部国際空港株式会社代表取締役社長		
4		平成19年6月	同社取締役会長	0株	
		平成21年6月	ブラザー工業株式会社取締役、現在に至る	り作木	
		平成23年6月	中部国際空港株式会社相談役、現在に至る		

- (注) 1. 阿部健、天江喜七郎及び平野幸久の各氏は、社外監査役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であります。
 - 2. (1) 社外監査役候補者、阿部健氏は株式会社日本経済研究所の理事であり※、当社と同研究所との間に 電気通信事業におけるサービス提供等の商取引関係がありますが、当社単体の営業収益に占める同 研究所との取引額は0.1%未満です。なお、当社連結営業収益に占める正確な比率は不明ですが、 当社の単体営業収益が連結営業収益に占める比率、両者事業内容の関連性等から、単体における比 率と大きく乖離することはないと考えております。したがいまして、社外監査役の独立性に影響を 及ぼすものではありません。
 - (2) 社外監査役候補者、天江喜七郎氏は国立京都国際会館の館長等を歴任され、当社と同会館との間に電気通信事業におけるサービス提供等の商取引関係がありますが、当社単体の営業収益に占める同会館との取引額は0.1%未満です。なお、当社連結営業収益に占める正確な比率は不明ですが、当社の単体営業収益が連結営業収益に占める比率、両者事業内容の関連性等から、単体における比率と大きく乖離することはないと考えております。したがいまして、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
 - (3) 社外監査役候補者、平野幸久氏はブラザー工業株式会社の取締役並びに中部国際空港株式会社の相談役であり、当社と両社との間に電気通信事業におけるサービス提供等の商取引関係がありますが、当社単体の営業収益に占める両社の取引額はいずれも0.1%未満です。なお、当社連結営業収益に占める正確な比率は不明ですが、当社の単体営業収益が連結営業収益に占める比率、両社の事業内容の関連性等から、単体における比率と大きく乖離することはないと考えております。したがいまして、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
 - 3. その他の監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 - 4. 社外監査役候補者は、いずれも豊富な経験と幅広い識見を有し、経営全般の監視と、より一層適正な監査を実現する観点から、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 5. 阿部健氏は、長年の行政実務及び各種団体の理事等として、当該団体の業務執行に携わられたことにより培われた豊富な経験や知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断するものであります。

- 6. 天江喜七郎氏は、直接、会社の経営に関与されたことはありませんが、長年の外交官としての豊富な経験及び各種団体の業務執行に携わられたことから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断するものであります。
- 7. 平野幸久氏は、会社経営者としての豊富な経験と知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断するものであります。
- 8. 社外監査役については、第2号議案の承認可決を条件として、会社法第427条第1項の規定により、同 法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額とする、責任限定契約の締結を予定しておりま す。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬限度額は、平成21年6月18日開催の第25期定時株主総会において年額8,400万円以内と決議いただいており、現在に至っておりますが、独立性の高い社外監査役としてふさわしい有能な人材を招聘するとともに、期待される役割が十分発揮されることを確保するため、年額10,000万円以内に改定することをお願いするものであります。

なお、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は現在と同数の5名となります。

※ 阿部健氏は、決議時点では株式会社日本経済研究所の理事を退任しております。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成議決権 の個数 (個)	反対議決権 の個数 (個)	棄権議決権 の個数 (個)	行使された 議決権総数 (個)	決議の結果 (賛成の意思表示 に係る議決権数の 割合:%)
第1号議案 剰余金の処分の件 注1)	3, 285, 732	1, 880	9, 192	3, 296, 806	可決(99.66%)
第2号議案 定款一部変更の件 注2)	3, 224, 759	62, 756	9, 287	3, 296, 806	可決(97.81%)
第3号議案 取締役12名選任の件 注3) 候補者(1) 小野寺 正	3, 174, 484	109, 653	12, 651	3, 296, 806	可決(96. 28%)
第3号議案 候補者(2)有冨 寛一郎	3, 254, 228	29, 898	12, 662	3, 296, 806	可決(98.70%)
第3号議案 候補者(3)田中 孝司	3, 255, 925	28, 212	12, 651	3, 296, 806	可決(98.75%)
第3号議案 候補者(4) 両角 寛文	3, 254, 415	29, 722	12, 651	3, 296, 806	可決(98.71%)
第3号議案 候補者(5) 髙橋 誠	3, 254, 364	29, 762	12, 662	3, 296, 806	可決(98.71%)
第3号議案 候補者(6)嶋谷 吉治	3, 151, 537	132, 599	12, 652	3, 296, 806	可決(95.59%)
第3号議案 候補者(7)石川 雄三	3, 254, 271	29, 854	12, 663	3, 296, 806	可決(98.70%)
第3号議案 候補者(8) 井上 正廣	3, 151, 524	132, 601	12, 663	3, 296, 806	可決(95.59%)
第3号議案 候補者(9) 湯浅 英雄	3, 254, 304	29, 832	12, 652	3, 296, 806	可決(98.71%)
第3号議案 候補者(10) 奈良谷 弘	3, 254, 278	29, 858	12, 652	3, 296, 806	可決(98.71%)
第3号議案 候補者(11) 川村 誠	2, 824, 109	461, 154	11, 525	3, 296, 806	可決(85.66%)
第 3 号議案 候補者(12) 佐々木 眞一	2, 824, 050	461, 219	11, 519	3, 296, 806	可決(85.66%)
第4号議案 監査役4名選任の件 注3) 候補者(1) 三瓶 美成	3, 231, 600	55, 885	9, 305	3, 296, 806	可決(98.02%)
第4号議案 候補者(2) 阿部 健	2, 516, 528	755, 821	24, 436	3, 296, 806	可決(76.33%)
第4号議案 候補者(3)天江 喜七郎	3, 247, 075	40, 405	9, 310	3, 296, 806	可決(98.49%)
第4号議案 候補者(4) 平野 幸久	3, 247, 134	40, 345	9, 311	3, 296, 806	可決(98.49%)
第5号議案 監査役の報酬額改定の件 注1)	3, 276, 072	11, 336	9, 303	3, 296, 806	可決(99.37%)

注)

- 1. 第1号議案及び第5号議案が可決されるための要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成となります。
- 2. 第2号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成となります。
- 3. 第3号議案及び第4号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成となります。
- 4. 株主総会当日に出席した株主の賛成、反対、及び棄権の意思の表示に係わる議決権の数は、閉会後における当該株主からの「議案に関する賛否の調査票」の提出による確認に基づくものであり、必ずしも正確な数値とは限りません。なお、「議案に関する賛否の調査票」を提出しなかった当該株主については、全ての決議事項に対して棄権の意思表示を行ったものとして集計しております。
- 5. 本総会における議決権を行使することができる株主の有する議決権数は3,821,812個であります。
- (4) 上記の(3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由。 該当事項はありません。

以 上